

第4章

障害福祉計画の 整備目標と方策

余 白

第1節

地域自立支援協議会の位置付けと役割

(1) 位置付け

障害者自立支援法第77条第1項に、市町村が実施する相談支援事業について定められ、実施すべき便宜の供与については、障害者自立支援法施行規則第65条の10に内容が定められており、その中で「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」の部分が地域自立支援協議会に当たります。

また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するため、「地域自立支援協議会」の設置を求めています。

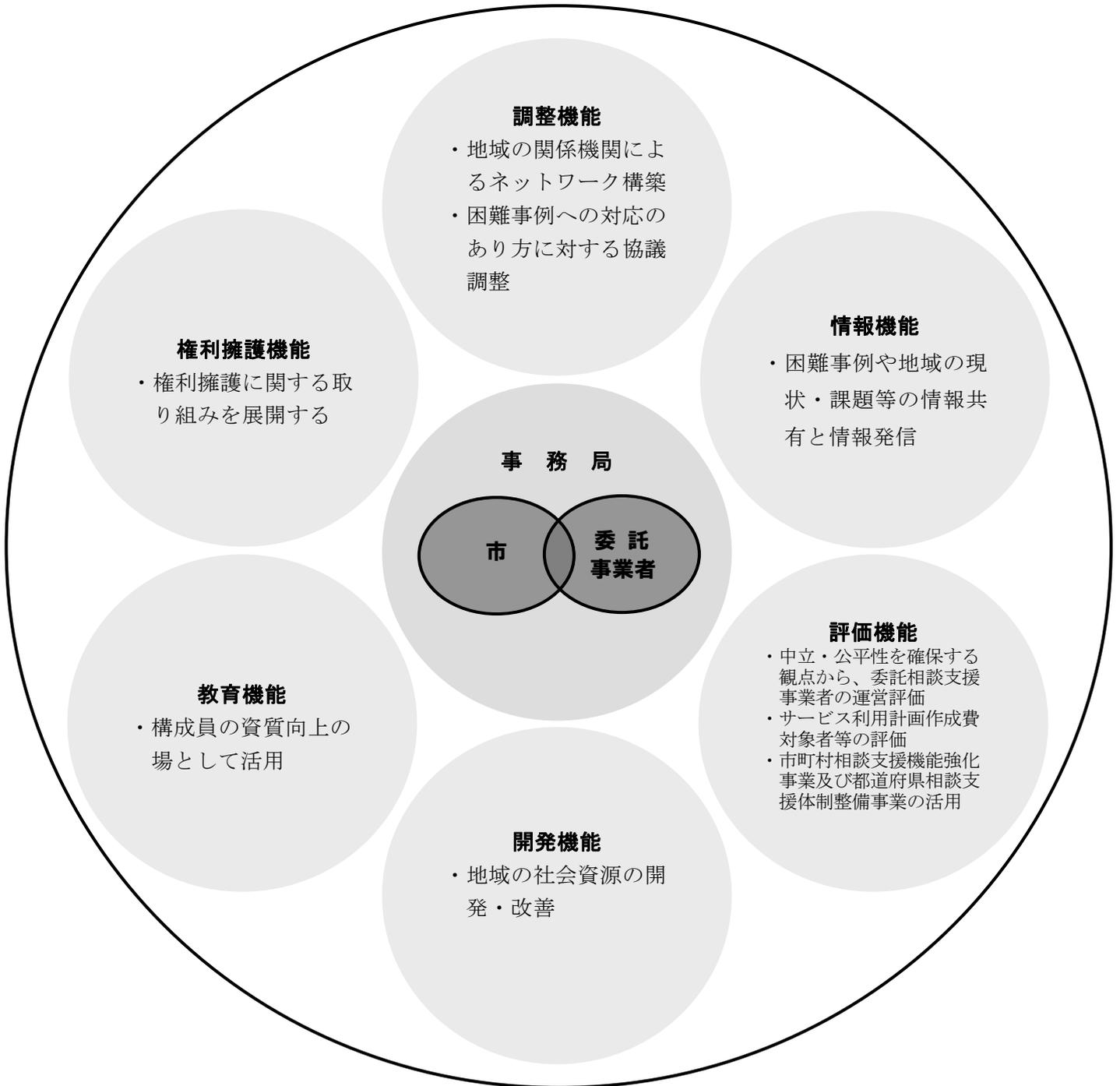
(2) 役割

地域自立支援協議会は、障害者が地域の中で安心、安全に生活できるよう、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、地域の社会資源の開発、改善等を行うため、市が設置する協議会です。

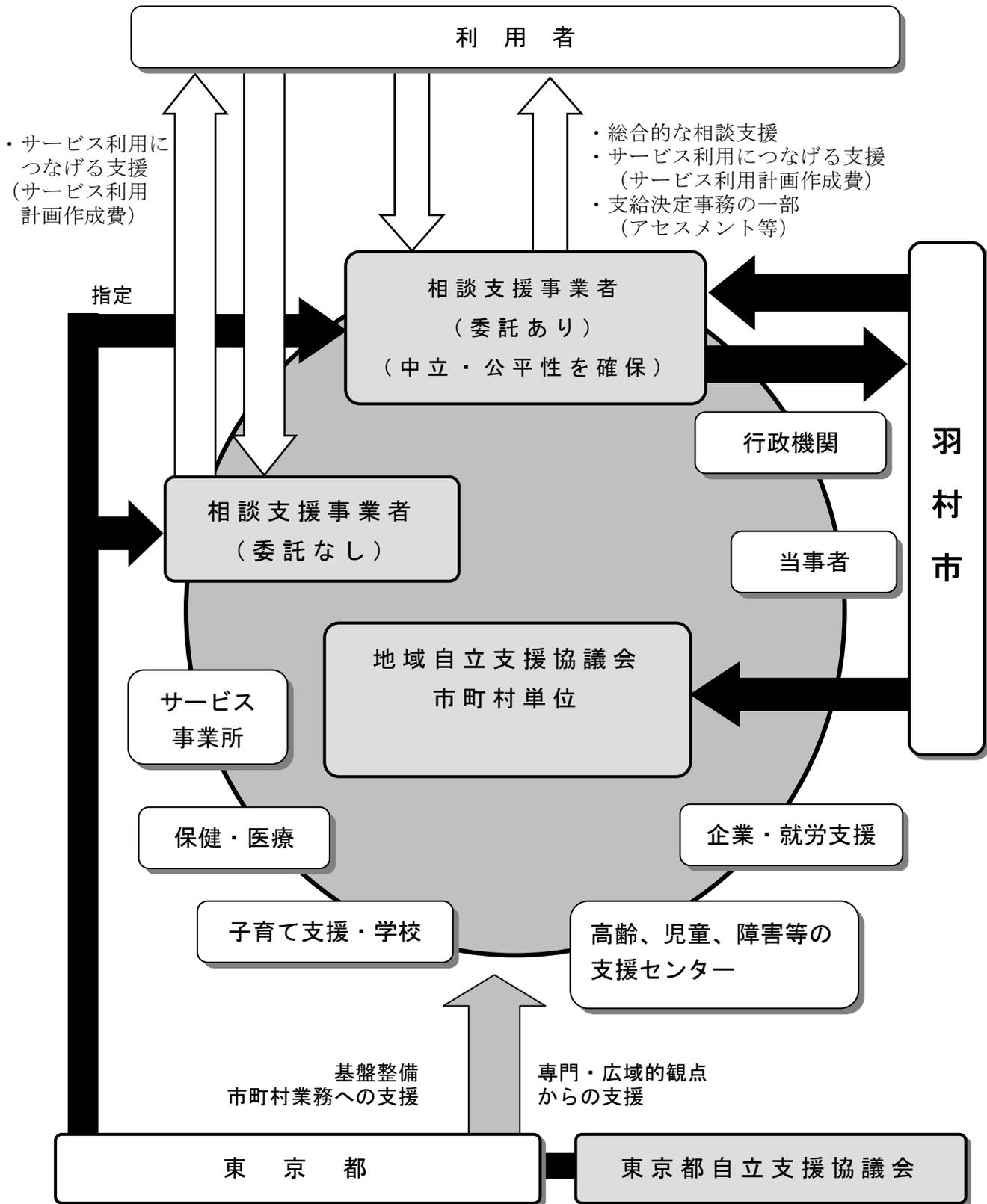
とくに、地域自立支援協議会は、相談支援体制の中核として重要な役割を果たすことが期待されます。地域自立支援協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、障害者の地域生活を支えるネットワークを構築することが必要です。

こうした事業を推進するため、羽村市では、市内の障害者団体・事業者等と連携を図り、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」を設置・運営します。

地域自立支援協議会の機能のイメージ



地域自立支援協議会の体制のイメージ



第2節

目標設定と方策

1 平成23年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等、地域生活に移行する者の平成23年度末における目標値を設定しました。

【国の基本指針】

平成21年1月8日 告示

- ・第1期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。
- ・数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。
- ・施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

【東京都の基本的考え方】

平成20年10月29日の区市町村説明会で東京都が示したもの

- ・区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業等の必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。
 - ・都内・都外の施設入所支援事業者は、グループホーム等への入居支援等により、平成17年10月1日時点の入所者の1割以上を、平成23年度末までに地域生活へ移行させるよう努めるものとする。
 - ・都は、事業者の参入促進や運営支援のための方策の実施、地域における支援体制の構築等を通じて、グループホーム等の地域生活基盤の整備に引き続き取り組む。
- なお、区市町村の必要見込量の積算によっては、目標数値を修正する。

【目標値】

項目		人数	備考
施設入所者数	(実利用人数)	30人	平成20年7月実利用人数※
	【目標値】	28人	平成23年度末時点の施設入所
地域生活移行数	(実利用人数)	1人	平成18年度 ケアホームへ移行
	【目標値】	5人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行者数
【目標値】施設入所者の減少見込		2人	新規入所3人を見込む

※1 平成20年7月実利用人数の内訳は、身体障害者授産施設1人、身体障害者更生施設1人、知的障害者更生施設22人及び施設入所支援6人。

※2 国や都は、施設入所者の地域生活移行に関しては、数値目標や従来の基本的考えを維持するとしている。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院を促し、円滑に地域生活に移行させ、退院後の地域生活を安定的に継続して支えるため、平成23年度末までに地域生活に移行する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針】

平成21年1月8日 告示

・平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

【東京都の基本的考え方】

平成20年10月29日の区市町村説明会で東京都が示したもの

・都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・^{*}精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る、精神障害者地域移行支援特別対策事業を計画的に実施する。

・区市町村は、前記のコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保し、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、介助・介護サービス及びグループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場等の生活基盤の整備等、地域生活移行後の支援体制の整備に努めるものとする。

* **精神保健福祉士**：精神保健福祉士法によって定められた国家資格。精神病院等に入院中又は社会復帰のための施設を利用している精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導その他必要な援助を行う人のこと。

【目標値】

項目		人数	備考
退院可能な精神障害者数 (想定)		23人	東京都の目標に基づいて算出した人数
地域移行目標	(実績)	2人	平成19年度 グループホームへ移行
	【目標値】	12人	12人のうち、グループホーム・ケアホームへの移行を2人程度と見込む

※国や都は、精神障害者の地域生活移行に関しては、数値目標や従来の基本的考えを維持するとしている。

(3) 福祉的就労から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針】

平成21年1月8日 告示

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに、第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。

【東京都の基本的考え方】

平成20年10月29日の区市町村説明会で東京都が示したもの

- ・都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、養護学校の卒業生や離職者等で一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、都独自に区市町村障害者就労支援事業及び企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組む。また、産業労働局及び東京労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指す。
- ・区市町村は、障害者が自らの希望や力量に応じて、就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型)、就労継続支援事業(B型)のいずれでも選択できるよう、特に就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型)については、平成23年度末までに1ヶ所以上の事業者の確保に努め、これにより、事業相互間で双方向の移行が可能となることを目指す。あわせて、これら3事業の利用者が、可能な限り一般就労へ移行できるよう、区市町村障害者就労支援事業及び企業内通所授産事業を最大限に活用する。

【目標値】

項 目		人 数	備 考
一般就労移行者	(実績)	1人	平成17年度実績
	(実績)	2人	平成18年度実績
	【目標値】	4人	平成23年度中 (平成21年度から平成23年度までに10人)

2 サービスの整備目標と方策

(1) 訪問系サービスの提供

①訪問系サービスの提供

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう訪問系サービスの基盤整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護			
重度訪問介護	59人/月	64人/月	68人/月
行動援護	延べ960時間/月	延べ1,010時間/月	延べ1,051時間/月
重度障害者等包括支援			

〔現状と将来推計の考え方〕

居宅介護は、平成18年度から平成20年7月にかけての年間の実利用人数及び年間の延べ利用時間数を基に、重度訪問介護の利用増加や将来の障害者手帳所持者の増加を考慮して、サービス見込量を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 今後のサービス利用の増加に対応できるようサービス提供事業者には情報提供を行い、事業者の参入を図っていきます。
- サービスの質の向上のため、サービスの直接の担い手となる従事者に対し、技術・知識の向上を目指し、東京都や東京都社会福祉協議会が行っている研修等への情報提供を図ります。

(2) 日中活動系サービスの提供

①介護給付の提供

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、障害のある子どもが通える施設、介護者が病気の場合等に障害のある人を預けるショートステイの場合、日中も安心して生活できるよう介護サービスを提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0人	0人	0人
生活介護	26人	44人	57人
児童デイサービス	1人 1日	2人 2日	3人 3日
ショートステイ	55人 延べ172日/月	61人 延べ175日/月	67人 延べ190日/月

〔現状と将来推計の考え方〕

- 療養介護は、過去の進行性筋萎縮者療養等給付事業の対象者を考慮した。現在までの実績から5年間での対象が想定しにくいことから0人とした。
- 生活介護は、従来の法定施設のうち、生活介護への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用実績をもとに、利用者数を推計した。
また、平成22年度から障害者生活訓練施設「デイセンターさくら」が生活介護へ移行するものと想定した。
- 児童デイサービスは、平成20年7月現在、利用実人数0人、月平均利用日数0日となっているが、今後の利用者を想定して、サービス見込量を推計した。
- ショートステイは、平成18年度から平成20年7月にかけての年間の利用実人数及び年間の延べ利用日数を基に、介護者の病気や高齢化に伴う緊急時の利用増加や障害者手帳所持者の増加を考慮してサービス見込量を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者の実施意向や新体系への移行時期等の情報収集に努め、利用調整を進めるとともに、グループホームやケアホーム運営事業者にショートステイ等のサービスの提供を要請していきます。
- 増加するショートステイ利用者に対応できるよう、施設の確保を東京都に要望していきます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場を計画的に整備していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練)	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 (機能訓練)	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	1人	1人	1人

[現状と将来推計の考え方]

従来の法定施設のうち、自立訓練への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用人数をもとに、利用者数を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者に対して広く情報提供を行うとともに、国立リハビリテーションセンター等への利用の確保、国、都施設や民間施設の利用を促進していきます。
- 広域的な施設利用で対応するケースが多いため、地域を限定することなく利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。

③就労支援の促進

障害者自立支援法においては、就労支援の抜本的強化がうたわれており、障害者の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図り、就労支援を促進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	10人	10人	10人
就労継続支援（A型）	1人	1人	2人
就労継続支援（B型）	50人	112人	116人

[現状と将来推計の考え方]

- 1) 就労移行支援は、従来の法定施設や通所授産施設のうち、就労移行支援への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用人数をもとに、利用者数を推計した。
- 2) 就労継続支援（A型、B型）は、従来の法定施設や通所授産施設のうち、就労継続支援への移行が想定される施設について、平成18年度から平成20年7月までの利用人数をもとに、利用人員を推計した。
平成21年度から福祉作業所（45人）が就労移行支援と就労継続支援（B型）へ移行し、また、平成22年度から精神障害者共同作業所（25人）と知的障害者通所授産施設「いちょう」（32人）がそれぞれ就労継続支援（B型）へ移行するものと想定した。
- 3) 羽村特別支援学校の今後3年間の卒業生（21人）について、将来の施設利用を考慮した。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害者就労支援センター“エール”を中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就職準備、職場定着等の就労支援と就労に伴う生活支援を一体的に行います。
- 市内の社会福祉法人が就労移行支援と就労継続支援を行うため新施設建設をすることにより、障害者の働く場が確保できるよう支援していきます。
- 新たなサービス体系への移行を進める事業者へ必要な支援を行い、障害のある人が就労移行支援事業、就労継続支援事業のいずれかを選択できるよう、就労の場の拡大を図ります。
- 障害福祉サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や新体系への移行時期等の情報収集に努め、利用調整を進めます。
- 事業者に対して広く新体系事業の情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 暮らしの場の提供

① 居住支援サービスの充実

新たな施設・事業体系の見直しのねらいには、日中活動の場と生活の場との分離があげられます。住まいの場に加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供され、地域生活への移行が促進されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
ケアホーム (共同生活介護)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ケアホーム (共同生活介護)	14人	16人	18人
グループホーム (共同生活援助)	8人	9人	10人

[現状と将来推計の考え方]

グループホーム、ケアホームとも、平成18年度から平成20年7月までの利用者数をもとに、従来の法定施設からの地域生活への移行や退院した精神障害者の地域生活への移行、今後のニーズ増加分等も考慮し、利用者数を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害の程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホーム、ケアホーム等の整備を推進するために、情報提供や相談等、事業者へ必要な支援を行います。
- 社会福祉法人等が、市内に障害者の住まいの場等、居住支援事業を行う施設整備をする場合、東京都の建設助成等の活用支援を行います。

②施設入所支援

夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	16人	18人	28人

[現状と将来推計の考え方]

平成18年度から平成20年度7月までの利用者数をもとに、利用者数を推計した。

また、旧法施設支援（入所）から施設入所支援に移行する利用者（平成21年度7人、22年度2人、23年度10人）も推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 地域で自立した生活が困難な障害のある人への対応として、必要に応じ施設入所支援を行います。
- 入所を必要とする障害のある人に、入所施設に関する情報の収集・提供を行います。
- 入所施設の整備を図る事業者に対し、情報提供や相談等、事業者に必要な支援を行います。

(4) 地域生活支援の推進

① 相談支援の充実

障害のある人の相談に、その障害の種別や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実するとともに、最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談支援体制の確立を図ることが重要です。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
サービス利用計画	計画的な支援を継続的に必要とする障害者等に対して、サービス利用計画の作成、サービス利用の斡旋・調整、モニタリングを行います。

【事業の量の見込み（年間）】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業※1	2か所	2か所	2か所
サービス利用計画※2	1件	2件	3件

※1 福祉センター内とハッピーウイングの2か所の地域活動支援センターで行っている相談支援事業。

※2 自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難で、計画的なプログラムに基づく支援が必要な障害者数を勘案した。

【実施に向けた考え方】

- 相談支援については、地域活動支援センター「ハッピーウイング」とともに、従来福祉センター内の障害者生活支援センターで行っていた障害者相談支援事業を拡充し、相談支援専門員（社会福祉士等）を配置して、地域活動支援センターへ移行を行い、相談支援機能の強化を図ります。
- サービス利用計画は、相談支援専門員が各事業者との調整を行い、障害者の意向を聴取しながら作成していきます。
- 障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っていきます。また、虐待の防止及びその早期発見のため、社会福祉協議会等、関係機関との連絡調整や障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行っていきます。
- 福祉、保健・医療、教育等、地域の関係機関の関係者からなる地域自立支援協議会を中核として、総合的な相談支援体制の整備を進めていきます。
- 障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者に対し、計画的な支援プランの作成ができるような環境を整備するため、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 市は、相談指定事業者が行う専用スタッフの確保、ケアマネジメントの作成、総合相談、事業者との調整、権利擁護等の事業を支援します。

* **社会福祉士**：社会福祉士及び介護福祉士法によって定められた国家資格。身体的もしくは精神的な障害や環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行う専門的知識と技術を持つ人のこと。

② 在宅での自立支援

障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、相談支援、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターといった必須事業やその他の事業を確実に進めていくことが必要です。

【事業の概要】

	事業名	内容
必須事業	相談支援事業（再掲）	P 90参照
	コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
	地域活動支援センター（再掲）	P 94参照
その他の事業	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者援護施設に入所し、更生訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。
	施設入所者就職支度金給付事業	施設に入所、もしくは通所している人が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給します。
	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
	自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。
	自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害者（児）の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	火災安全システム事業	重度障害者の自宅に火災安全システムを設置し、生活の安全を確保します。

【事業の量の見込み（年間）】

<必須事業>

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
相談支援事業（再掲）						
①相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
イ 地域自立支援協議会	有		有		有	
②市町村相談支援機能強化事業	有		有		有	
③住宅入居等支援事業	無		無		無	
④成年後見制度利用支援事業	無		無		無	
コミュニケーション支援事業（実人数）	1	11人	1	12人	1	13人
日常生活用具給付等事業		1,092件		1,139件		1,188件
介護訓練支援用具		3件		3件		4件
自立生活支援用具		18件		19件		20件
在宅療養等支援用具		10件		10件		11件
情報・意思疎通支援用具		10件		10件		10件
排せつ管理支援用具		1,049件		1,095件		1,143件
住宅改修費		5件		6件		7件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）		74人 5,401時間		80人 5,859時間		86人 6,301時間
地域活動支援センター （再掲）	2か所	48人	2か所	50人	2か所	52人
（上記の他実施する事業）						
手話奉仕員養成研修事業 （登録見込み者数）		3人		3人		4人

<その他の事業>

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生訓練費給付事業 (実人数)	3人	4人	4人
施設入所者就業支度金給付事業	0人	0人	1人
日中一時支援事業	40人	50人	55人
自動車運転免許取得費助成事業	1人	1人	1人
自動車改造助成事業	2人	2人	2人
訪問入浴サービス事業	2人	3人	4人
火災安全システム事業	1人	2人	3人

〔現状と将来推計の考え方〕

- 1) コミュニケーション支援事業については、平成18年度から平成20年7月までの利用実人数をもとに、障害者手帳所持者の伸びを考慮して推計した。
- 2) 日常生活用具給付等事業については、平成18年度から平成20年7月までの延べ利用件数をもとに、障害者手帳所持者の伸びを考慮して見込量を推計した。
- 3) 日中一時支援事業については、平成18年度から平成20年7月までの利用実人数をもとに、障害者手帳所持者の伸びを考慮して推計した。
また、平成22年度から福祉センターの心身障害児通所訓指導事業「青い鳥」が日中一時支援事業へ移行するものと想定した。
- 4) 上記以外の事業については、平成18年度から平成20年7月までの利用実人数をもとに、将来の実施体制等から判断した。

【実施に向けた考え方】

- 障害のある人や障害のある子どもが、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を実施していきます。
- 日中一時支援事業等の利用者の増加が著しい事業については、事業者の参入を促進するとともに適正な報酬となるよう見直しを行い事業者の確保を図ります。
- 訪問入浴サービス事業の適正な報酬となるよう見直しを行い事業者の確保を図ります。

③ 活動機会の提供

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害のある人が活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内 容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動、機能訓練及び社会との交流等を行います。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）があります。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障害のある人のための援護対策</p>

【事業の量の見込み】

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	2か所 48人	2か所 50人	2か所 52人
Ⅰ型	2か所 48人	2か所 50人	2か所 52人
Ⅱ型	0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人

〔現状と将来推計の考え方〕

- 平成21年度から地域活動支援センターⅡ型がⅠ型へ移行するものと想定した。
- 地域活動支援センターとして、「ハッピーウイング」（利用28人）、「障害者デイサービス」（利用18人）の2か所（合計46人）を想定した。今後はⅠ型の利用が毎年1～2名ずつ増えるの見込んだ。

【実施に向けた考え方】

- 地域の特性や利用者の状況に応じて、創作的活動や機能訓練、社会との交流の促進等、日中活動の場の提供に向けて、地域活動支援センター事業を実施していきます。
- 福祉センター内の地域活動支援センターへ相談専門員を配置し、Ⅱ型からⅠ型への移行を行い事業の充実を図っていきます。